

環境会計情報開示環境の進展

その他のタイトル	Progress in Condition for Environmental Accounting Information
著者	松尾 聿正
雑誌名	関西大学商學論集
巻	39
号	1
ページ	73-89
発行年	1994-04-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/00019351

環境会計情報開示環境の進展

松尾 隼 正

1 問題提起

企業活動が環境に与える負荷を極力減らすことによって経済の持続的発展を保証する手段として、生産、販売、研究開発などの一連の企業活動が及ぼす環境への影響の定期的・開示が国際的に急務となってきた。

これに呼応して、会計のレベルでも、1993年秋には、アメリカ財務会計基準審議会 (FASB) や国際会計基準委員会 (IASC) が取り組むべき今後の課題として環境会計が指摘されている¹⁾。しかし、米国証券取引委員会 (SEC) の環境情報開示規制を除けば、会計報告の領域で環境保護に関する情報開示を定めた基準は皆無に等しい。

ところが、近年、内外で環境監査の導入に向けた動きが急速に具体性を帯びつつある。

そこで本稿では、環境監査の導入に向けた主要な動向、環境保全活動に向けた企業行動、および環境情報開示に向けた提案や調査を検討して、企業活動が環境に及ぼす影響に関する情報の開示環境が整備されつつあることを明らかにしよう。

1) FASB のベレスフォード会長は、FASB が将来的に取り組みを予定しているプロジェクトとして環境負債会計を考えていることを表明し (Beresford [1993]), デロイト・トウシュのバンクーバー事務所パートナー、ベル・カナダの CFO, Robin H. Harding 氏は、1993年9月26日から29日までカナダのバンクーバーで開かれた第13回アジア・太平洋会計士連盟《CAPA》大会において、IASC が今後取り組む会計分野として、環境会計と不確定及び偶発損失・利益の会計を挙げた (澤 [1994])。

2 環境監査²⁾の導入に向けた動向

ここでは、わが国企業の経営行動に重要な影響を及ぼすことが予想される環境規制に関する内外の主要な動きを取り上げよう。

(1) EC 規制³⁾

EC 閣僚理事会は昨年(1993年)6月29日に、企業における製造活動の環境パフォーマンスの評価・改善と環境情報の一般社会への開示を目的として、環境管理・監査制度(Community eco-management and audit scheme)に関するEC規制(COUNCIL REGULATION (EEC) No 1836/93 of 29 June 1993 allowing voluntary participation by companies in the industrial sectors in a Community eco-management and audit scheme)を施行した。

この制度の目的を果たすには、次の三つの条件を充足する必要がある(COUNCIL REGULATION (EEC) [1993], p. No L 168/2)。

- (a) 会社とその事業所に関して、環境方針、環境計画及び環境管理システムを確立し、実施すること。
- (b) 各事業所の環境パフォーマンスを組織的、客観的、定期的に評価すること。
- (c) 環境パフォーマンスに関する情報を一般大衆に提供すること。

EC エコ環境管理・監査制度は、次の手続きから構成されている(COUNCIL REGULATION (EEC) [1993], pp. No L 168/3-5)。

- (a) 会社の環境方針を採択する。
- (b) 事業所の環境レビューを実施する。

2) 環境監査とは、経済主体の活動が自然環境に及ぼす影響を事後的に評価することをいう。環境監査の定義については、倉阪 [1991] を参照されたい。

3) EC 環境管理・監査制度に関する規制の詳細については、海野 [1993]、後藤 [1993]、矢部 [1993] および『企業会計』1993年9月号「ACCOUNTING NEWS」のコラムを参照されたい。

- (c) そのレビュー結果に照らして、事業所のための環境計画を立案し、事業所の全活動に適用できる環境管理システムを確立する。
- (d) 環境監査を実施する。
- (e) 最高の適切さのある環境管理水準で環境目標を設定し、設定目標の達成が可能なように環境計画を改訂する。
- (f) 監査を受けた各事業所ごとに環境報告書を作成する。
- (g) 環境方針、環境計画、環境管理システム、環境レビューないしは監査手続きの EC 規制への準拠性のテストを受け、各国の認定機関から認定を受けた独立の環境検証人による環境報告書の認証を受ける。
- (h) 認証済み環境報告書を加盟各国の監督機関に提出する。
- (i) 環境報告書は一般社会に提示されるので、簡潔かつ包括的な様式で書く。
- (j) 監査は3年以内の間隔で実施されるので、非監査年度には、簡略監査報告書を作成する。

以上の一連の手続きを完了して登録料を監督機関に納付した事業所は、当該監督機関に登録され、登録番号が付与されて、制度への参加証の使用が認められる。

結局、EC 環境管理・監査制度の特徴は、①環境管理システムの設置、②環境監査の実施、③環境報告書の作成と独立した環境検証人による認証済み環境報告書の公表ということになる。

こうした EC 環境監査制度は、製造業を対象として各事業所単位で、一応自主的な任意参加の形式を取っている (COUNCIL REGULATION (EEC) [1993], Article 1)。しかし、製造活動を営む企業はいずれ参加せざるを得なくなるといわれている (後藤 [1993])。その意味で、EC に工場進出している日本企業は、同制度の適用が開始される来年 (1995年) 4月1日 (COUNCIL REGULATION (EEC) [1993], Article 21) に向けた対応を迫られているといえよう。

(2) わが国政府の動向⁴⁾

わが国では、通産省工業技術院が企業の環境対策のあり方を日本工業規格 (JIS) で規格化することによって、「環境 JIS」として95年度にも実施する方向で検討している。規格化の内容は、製造から廃棄処分までの各段階で工業製品が環境に与える影響の度合を定量的に測定したうえで、最終的には全ての段階の測定値を統合して、環境影響度を総合的に定量表示しようとするものである。

例えば、自動車の場合、製造段階における工場の二酸化炭素 (CO₂) 排出量を1台当りに換算して環境影響度を定量表示し、使用段階では排気ガスの排出量を燃費効率などを基に測定・表示する。最後に各段階の数値を加算して、環境への総合的な影響度を表示する。

こうした通産省の方針に相前後して、日、米、欧など国際標準化機構 (International Organization for Standardization, ISO) 加盟各国は、企業の環境対策を審査する国際環境監査基準を1995年4月から導入・実施することで合意したといわれている。

わが国国内でも、わが国における新たな環境行政の柱になる「環境基本法」が1993年(平成5年)11月12日に成立した。基本法の精神は、将来の世代まで環境の恩恵を受けられるように、環境を保全することにある。この基本精神は、「環境と開発に関する世界委員会」(World Commission on Environment and Development) が、1987年2月に東京会議で採択した「持続可能な開発」の理念を反映している⁵⁾。また、同法では国、自治体、企業、国民まですべての主体が環境保全に努める責務があることを規定している。

EC、ISO、わが国通産省の1995年に向けた環境規制の方向は、当面、製造業を対象としているとはいえ、産業界に環境保全に向けたより一層の積極的かつ早急な対応を迫ることになる。

4) わが国政府の動向については、次の日本経済新聞各紙を参考にした。1993年(平成5年)5月30日付、同年8月22日付および同年11月23日付各朝刊

5) 「持続可能な開発」については、加藤 [1990] を参照されたい。

3 環境保全活動に向けた企業行動

(1) 経済団体連合会の調査報告

わが国産業界の行動に重要な指針を提供している経済団体連合会—以下「経団連」という—は、地球温暖化、熱帯林の減少、酸性雨、砂漠化等の地球環境問題が深刻の度を増し始めた1991年4月に、経済成長と環境保全の両立を求めて前文、基本理念および11分野24項目の行動指針から成る「地球環境憲章」を策定・公表した。経団連は各企業における同憲章の遵守状況を調べるために、会員企業を対象に調査し、その結果を『地球環境の保全を目指して—経団連地球環境憲章のフォロー・アップに関するアンケート調査結果の報告—』と題して、1992年5月に公表した⁶⁾。

経団連調査報告書は、2部で構成されていて、第1部では「経団連地球環境憲章の遵守状況」が、第2部では「地球環境保全に係る主要業界の取り組み概要」が調査されている。第1部は「経団連地球環境憲章の活用について」から「自社の規定等の遵守状況に関する監査について」まで、7項目から構成され、第2部は電力業界にはじまって、金融業界まで20業界の取り組み状況が報告されている。このうち、第1部「経団連地球環境憲章の遵守状況」から主要な調査結果を取り上げると次の通りである。

●経団連地球環境憲章の活用状況

(1) 環境問題についての社内広報に活用した。	32.0%
(2) 社としての憲章作成に際し活用した。	10.4%
(3) 社内体制整備に活用した。	28.7%
(4) 活用していない。	15.9%

6) 同調査の回答状況は次の通りである。

対象企業	948社
回答企業	540社
回収率	57.0%

(5) その他	13.0%
●経団連地球環境憲章と同趣旨の社内憲章・指針等の制定状況	
(1) 同憲章を契機に制定した。	8.0%
(2) 従来より制定している。	9.4%
(3) 同憲章を契機に既存の社内憲章を改定した。	1.7%
(4) 制定・改定の方向で準備中	31.1%
(5) 制定していない	36.9%
(6) その他	13.3%
●環境負荷要因の削減等に関する目標・計画の設定状況	
(1) 同憲章を契機に策定した。	0.7%
(2) 従来より策定している。	31.1%
(3) 同憲章を契機に目標を改定・拡充した。	1.3%
(4) 策定・拡充の方向で準備中。	15.4%
(5) 策定していない。	44.8%
(6) その他。	6.7%
●自社の規定等の遵守状況に関する環境監査の実施状況	
(1) 同憲章を契機に監査体制を整備した。	0.6%
(2) 従来より実施している。	34.6%
(3) 同憲章を契機に監査体制を強化した。	0.7%
(4) 監査体制を整備・強化する方向で準備中。	14.4%
(5) 監査体制を整備していない。	41.7%
(6) その他。	8.0%

以上の結果から、調査時点における企業の環境問題への取り組み状況として、約7割の企業が経団連地球環境憲章を活用していて、約半数の企業が環境負荷要因の削減等に関する目標・計画の設定、ないしは環境監査の実施、整備、強化に同憲章の活用を具体化していることが指摘されうる。このことは、この時点において、すでに企業の環境保全活動が相当浸透していることを意味している。

(2) 環境庁調査報告

環境庁は経団連による「経団連・地球環境憲章」の制定をもとに多くの企業が環境問題に新たな取り組みを開始している状況を受けて、平成3年と4年の2カ年続けて「環境にやさしい企業行動調査」を実施した。調査の結果、次の実態が明らかになった⁷⁾。

- 環境問題担当組織設置企業：69.1%
- 環境問題担当組織の機能

規制基準の遵守を徹底	77.9%
社員の環境保全意識の向上	77.1%
社内環境目標の徹底	65.4%
環境に関する内部点検を実施	52.2%
生産計画、商品設計時における環境への配慮	40.8%
環境保全活動の社外広報	39.1%
- 事業に直接関わる「環境に優しい企業行動」の実施段階

事務段階	77.7%
廃棄段階	66.1%
製造段階	65.0%
技術・製品開発段階	57.0%
流通段階	45.1%
- 環境に関する経営方針を既に制定しているか、または平成4年度中に制定を予定している企業：43.4%

環境庁調査報告から、平成4年時点での環境問題に対する企業の取り組み状況として、次の諸点を指摘できる。

7) 同調査の回答状況は次の通りである。

調査時期	平成4年11月
調査対象	証券取引所1部・2部上場企業2,080社
有効回収数	528件
有効回収率	25.4%

- ① 7割の企業が環境規制基準遵守の徹底ないしは環境保全意識の向上を目的として担当組織を設置している。
- ② 65%以上の企業が製造、廃棄、事務の段階で環境配慮行動を実施している。同報告は、技術・製品開発段階および流通段階で環境配慮行動を実施している企業が平成3年度調査よりも平成4年度調査の方が増えていることを明らかにしている。
- ③ 環境に関する経営方針制定企業は過半数を割っているが、平成3年度調査よりは平成4年度調査の方が増大していることを、同報告は明らかにしている。

こうした環境庁調査結果は、経団連調査結果に裏付けを与える機能を果たしている。

(3) 社会関連会計学会実態調査

日本社会関連会計学会・社会関連会計実態調査委員会が1991年(平成3年)12月に東証・大証1部上場企業1,157社を対象に実施した調査でも⁸⁾、下記のように環境保全活動、とりわけ資源・エネルギーの節約および大気汚染・水質汚濁の防止に、非常に積極的な企業の姿勢が現れている。

環境保全活動実施会社	87.9%
実施している環境保全活動の内容	
資源・エネルギーの節約	80.0%
大気汚染・水質汚濁の防止	74.0%
資源のリサイクル	58.8%
工場・事務所の緑化・美観の改善	57.6%
環境に優しい製品の開発	46.7%
自社製品の使用・消費から生ずる廃棄物の処理	42.4%

環境保全に向けた企業の積極的な取り組みは、今日、電気機器業界をはじめ

8) 同調査の回答会社は165社(回答率14.3%)である。なお、調査結果の詳細は、國部[1994]を参照されたい。

めとする多くの企業における環境監査の導入として現れている⁹⁾。問題は、そうした企業の環境行動に関する情報開示である。

4 環境情報開示に向けて

(1) 国際連合の提案

国連経済社会問題理事会の下部機関である多国籍企業委員会の「国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)」—以下「政府間作業部会」と略称する—は、1989年3月に開催された第7会期において、会計・報告の分野におけるグローバルな発展問題の一つとして、環境情報開示 (environmental information disclosure) に取り組むことを表明した (北村 [1993], 40-41頁)。

「政府間作業部会」は企業の年次報告書上における環境情報開示の実態を調査したうえで、1991年3月に開催された第9会期において、「政府及び利害関係者による考慮のための結論」と題して、環境情報開示に関する国連の次のような見解を表明したのである (United Nations [1992], pp. 97-98¹⁰⁾。

- ① 適切な環境問題を処理するために、取締役会レポートやマネジメント・ディスカッションにおいて開示を考慮すべき項目
- (a) 企業ならびに企業が属する産業に関連した環境問題のタイプ
 - (b) 環境保護対策に関して企業によって採用されてきた方針やプログラム
 - (c) このような方針やプログラムが存在しない場合には、その旨
 - (d) 方針が導入されてから、または過去5年間のいずれか短い期間に実施されてきた主な分野の改善
 - (e) 企業自ら設定した環境排出目標とその目標に関して遂行している方法

9) 20年以上にわたって環境監査を実施している日本電気株の環境管理システムの詳細については、環境管理・監査システム研究会[1994]を参照されたい。

10) この間の経緯については、北村 [1993] を参照されたい。

- (f) 政府規制に準拠した環境保護対策の程度と、政府要求（例えば、排出削減のためのタイムテーブル）が達成された程度
 - (g) 環境法のもとでの重要な訴訟問題
 - (h) 環境保護対策が資本支出および当期の企業利益に及ぼす財務的ないしは営業上の影響，ならびに将来に及ぼす何らかの特定の影響
 - (i) 重要であれば，環境対策の記述とともに，当期の営業活動に賦課された実際額。しかもこの金額は次の項目毎に分類して開示されることが望ましい。
 - (i) 汚水処理
 - (ii) 排気ガスや大気汚染物質の処理
 - (iii) 廃棄物処理
 - (iv) 分析，制御，基準遵守
 - (v) 環境浄化
 - (vi) リサイクル
 - (vii) その他(事故，安全性等)
 - (j) 環境保護対策に関する金額を分離することが不可能な場合には，その旨
 - (k) 重要ならば，当期中に資本化した金額，これまでに資本化された累計額，および償却期間を環境対策の記述とあわせて開示すること。この場合，その金額は，(i)にあげたカテゴリー毎に再区分することが望ましい。
 - (l) 環境対策に関する金額を分離することが不可能な場合には，その旨
- ② 会計方針は，通常，財務諸表に対する注記として開示されるため，次の環境関連会計方針もそこに含まれる。
- (a) 負債と引当金
 - (b) (留保利益の充当による)災害準備積立金の設定
 - (c) 偶発債務の開示
- ③ 偶発債務は，重要であれば，財務諸表の注記として開示されるため，次

の環境関連事項も同様に開示される。

(a) 当要中に設定された負債、引当金および準備金と、これまでの累計額

(b) 偶発債務について発生の可能性が低くなければ、その金額の見積額。

損失発生の可能性は、合理的に実行可能な程度まで数量化する。合理的な計算が不可能な場合には、偶発債務を記述開示し、見積りが不可能な理由を明らかにしなければならない。

以上が国連の「政府間作業部会」が提示した環境情報開示に関する提案であるが、そこには次のような特徴がある。

- ① 会計処理ではなく、情報開示に照準を合わせていること。
- ② 系統立った環境会計基準が少ない現状のもとで、一応の体系性を保持していること。
- ③ 数値情報のみならず、記述情報の開示も併せて要求していること。
- ④ 財務諸表による貨幣情報の開示に力点を置いていること。

国連が示した見解は、企業における今後の環境情報開示の展開に大きな示唆を与えることが予想されるが、上記の国連提案の特徴を活かすには、環境会計処理基準の確立と物量情報による補完が不可欠となる。

(2) 経済協力開発機構の提案

わが国を含む先進工業国25カ国が加盟している経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development, OECD) は、1976年6月に採択した「国際投資および多国籍企業に関する宣言 (Declaration on International Investment and Multinational Enterprises)」に添付されている「多国籍企業の行動指針 (Guidelines for Multinational Enterprises)」を1991年6月に開催された閣僚理事会で見直した際に、新たに「環境保護」の章を同指針に付け加えた¹¹⁾。

新設の環境保護の章において、OECD は企業が環境に配慮した次のよう

11) OECD による会計の詳細については、橋本 [1994] を参照されたい。

な行動を取ることを勧告した (OECD [1992], pp. 107-108)。

- ① 企業活動について予測しうる環境上の影響と環境に関連のある健康上の影響を事前に評価し、意思決定に際してそうした影響に配慮すること。
- ② 規制機関に協力して、すべての企業活動について、環境に及ぼす潜在的影響に関する情報を適切かつ適時に提供し、企業全般にわたる環境に関する意味ある専門的知識を利用可能にすること。
- ③ 健康と環境に及ぼす不慮の出来事の危険とダメージを最少にするように、企業活動に際して適切な方策を講ずること。

その後、OECD 加盟各国の政府および基準設定主体の代表は、1993年5月中旬の円卓会議において、次のような環境問題を議論した¹²⁾(OECD Roundtable [1993], p. 14)。

- 環境事象に関する法的・技術的問題
- 会計上の問題—環境支出及び環境負債の開示問題
- 環境監査問題

世界経済の発展に資することを目的とする OECD による環境会計へのこうした積極的な関与は、企業活動が環境に及ぼす影響に関する情報が、経済の持続的発展に不可欠となっていることを意味している。

(3) トウシュ・トーマツ環境報告書調査

本調査は日米の代表的な会計監査法人である Deloitte Touche とトーマツが設立した Deloitte Touche Tohmatsu International (DTTI) が、ヨーロッパ、北米、日本を対象として、独立した環境報告書を作成している企

12) 円卓会議の開会に当たって、オランダ Ernst & Young の Drienuizen は、各国の GAAP も国際 GAAP も環境会計問題の処理について、ほとんど指針を提供していないことを示唆したのち、財務報告に際し環境関連コストを認識するための柔軟性の拡大を真剣に検討すべきであることを強調した (OECD Roundtable [1993], p. 14)。

業から回答を得た70社の環境報告書を分析したものである¹³⁾。

調査の結果、DTTI は次のような成果を報告している (pp. 5-9, 46)。

- ① 環境上のパフォーマンスが事業にとって、競争および戦略上の要件になるにつれて、会社はもはや従来の利己的安全性に頼っているわけにはいかない、ということを取りディングカンパニーは認識するようになった。
- ② FASB 5 や SSAP 18のように偶発債務を扱っている会計基準は、会社が環境修復のために代償を払わねばならない可能性を黙示している。現に、この可能性が日増しに高まっている。
- ③ 会社は業績を環境上のパフォーマンスに関する広範な指標に関連させて報告しはじめている。
- ④ いくつかの会社は、年次報告書および財務諸表を環境報告のための主要な媒体として使い始めている。たとえば、デンマークの指導的な地位にある醸造会社、Carlsberg は 1991/92 年度年次報告・財務諸表の冒頭に、10頁に及ぶ環境特集を掲載するのが適当と判断した。
- ⑤ 世界的な規模で高まる持続可能な開発への要求は、会社環境パフォーマンスを独立して報告することへの要求を確実に増やしている。持続可能な開発によって導入される新しいアカウンタビリティを達成するに際して、報告会社の成功度を評価するのにそうした報告が必要になっている。
- ⑥ 将来、環境報告の主たる理由として、競争上の有利性が重要な要因になる。
- ⑦ 持続可能な開発を報告するに際して、二つのキー概念が特に重要である。第一は統合の概念である。それはすべての利害関係者、すなわち投資家、債権者、環境上のインパクトによって影響を受ける人々、その厚生が会社によって影響される従業員、地域住民にとって意味のある情報を集めることを意味している。第二のキー概念は相互関連性である。それは会社

13) 70社の内訳は、ヨーロッパ39社、北米24社、日本7社である (DTTI [1993] pp. 13-14)。DTTI 報告書からの引用については、本文中に引用頁のみを括弧書きする。

の活動が環境、持続可能な経済開発および生活の質といかに関連しているのかを示すことである。

- ⑧ 会社は環境債務を含む偶発債務を、年次報告書と財務諸表に報告せねばならない。
- ⑨ 記述的情報で終始している報告書はもはや受け入れられなくなりつつあると同時に、数量化の度合いを高めることが今後求められるだろう、との確信をどの回答者も益々強めていた。
- ⑩ 最新の利用可能な情報が、企業が活動する各国で各設備ごとに重要な排出、放出、廃棄別に提供されるべきである。

以上のような調査結果として、DTTI は、今後、持続可能な開発に関する報告では会社の財務上の状態と環境上の状態が統合して表示され、それによって会社が利害関係者の経済状態に及ぼす影響を明らかにする方向に移行するであろうことを予測している (p. 49)。

DTTI 調査は、日米欧のリーディングカンパニーが現実に公表している環境報告書を基礎としているだけに説得力があり、それだけ及ぼす影響が大きいものと予想される。

(4) 社会関連学会実態調査

前記の社会関連会計実態調査委員会の調査によれば、環境保全活動に関するわが国企業の開示意識および開示媒体は次の通りである。

- 環境保全活動開示意識

法令の有無に関わらず積極的に開示	42.4%
法令の範囲でのみ開示	21.8%
検討中	13.3%
開示の予定なし	17.0%

- 開示メディア

会社案内	51.5%
マスコミを通して	42.4%

年次報告書	24.9%
特別の報告書	7.3%
その他	11.5%

調査は、わが国企業の過半数が自社の環境活動を開示しているが、開示の情報媒体として年次報告書を活用している企業は少ないことを示している。

こうしたわが国企業の環境情報開示行動に比べて、アメリカ企業は環境情報の開示に積極的に年次報告書を活用している。アメリカ企業フォーチュン誌掲載上位50社の1990年度年次報告書における開示実態調査から、このことが判明した。同調査の内、回答会社45社の環境保全活動に関する開示実態は次の通りである¹⁴⁾。

環境関連情報開示会社

記述情報	89%
金額情報	38%
平均	63%

金額情報開示会社は38%と少ないものの、記述情報開示会社が約90%と多いのは、わが国企業に比べたアメリカ企業の情報開示に対する積極的姿勢が、SEC レギュレーション S-K における環境情報開示規制との相乗効果を齎したものと解釈し得よう。

5 展望と課題

本稿で検討した種々の主体による勧告、提言、研究・調査成果は、企業の社会関連活動の中でも特に環境保全活動が、企業の長期戦略に織り込まれる経営上克服すべき不可欠な課題として認識されつつあることを示している。企業は、環境を犠牲にして経済を優先する思考の追求は許されなくなっていることを感取し、実践しようとしているのである。

14) 米国企業1990年度年次報告書における環境情報開示実態の詳細については、松尾 [1994] を参照されたい。

ところが、環境保全活動の重要性の認識と取り組みにもかかわらず、こうした活動に関する情報開示は主として企業の自由裁量に任れているために、記述情報が中心で数量情報は少ない。そのうえ、企業の環境情報開示は会社の規模や経済業績の良否に左右され、さらには環境情報開示そのものが企業の環境業績を反映しない傾向にある¹⁵⁾。

環境情報を含めて企業活動に関する会計情報が実態を適正に反映しなければ、情報利用者の意思決定を誤導し、社会的不公平を招くことになる。しかし、情報開示は当然ながら利用者の開示された情報への反応を引き起こす。ここに、経営者の側での情報開示戦略の重要性が潜んでいる。それは利用者の反応を介して、あるいは予測して企業行動の修正に繋がるからである。したがって、経営者にとっての環境情報開示戦略の意義を探ることが重要な課題となる。

参 考 文 献

- Beresford, Dennis R. 「特別座談会：会計基準の国際的調和 ベレスフォード FASB 会長を囲んで」『JICPA ジャーナル』No. 459 Vol. 5 No. 10 (1993年10月号)。
COUNCIL REGULATION (EEC) No 1836/93 of 29 June 1993 allowing voluntary participation by companies in the industrial sectors in a Community eco-management and audit scheme, *Official Journal of the European Communities*, No L 168, 10.7.93.
- Deloitte Touche Tohmatsu International, *Coming Clean-Corporate Environmental Reporting*, 1993.
- 後藤敏彦 「EC 環境監査制度創設の歴史と動向—92年3月最終提案に対する修正テキストを中心に」『経理情報』No. 686(93.5.1/10)
- 橋本 尚 「経済協力開発機構 (OECD) による会計基準の調和化」染谷恭次郎先生古希記念論文集編集委員会『国際化時代と会計』(中央経済社, 1994)
- 環境庁 『平成4年度環境にやさしい企業行動調査報告書』平成5年8月
- 環境管理・監査システム研究会 『環境管理・監査システムの確立とその実際』(産業環境管理協会, 1994)
- 加藤久和 「持続可能な開発論の系譜」大来佐武郎 『地球環境と経済』(中央法規,

15) 環境情報と会社の規模、経済業績、環境業績との関係については松尾 [1992] を参照されたい。

- 1990)
- 経済団体連合会『地球環境の保全を目指して—経団連地球環境憲章のフォロー・アップに関するアンケート調査結果の報告—』1992年5月27日
- 北村敬子「国連における環境保護会計」『JICPA ジャーナル』Vol. 5 No. 3 (1993年3月号)
- 國部克彦「わが国企業の社会関連活動と情報開示」山上達人・飯田修三編著『社会関連情報のディスクロージャー—各国企業の社会関連情報開示の実態—』(白桃書房, 1994)
- 倉阪智子「企業的意思決定に環境配慮をどう組み込むか」『かんきょう』1991年
- 松尾卓正「社会関連会計の動向と開示規制」日本社会関連会計学会『社会関連会計研究』第4号(1992年11月)
- 松尾卓正「アメリカ企業の社会関連情報の開示」山上達人・飯田修三編著『社会関連情報のディスクロージャー—各国企業の社会関連情報開示の実態—』(白桃書房, 1994)
- OECD, *The OECD Declaration and Decisions on International Investment and Multinational Enterprises-1991 Review*, Head of Publications Service, OECD, 1992.
- OECD Roundtable, *Environmental Accounting and Auditing, IASC Insight*, June 1993.
- 澤 悦男「第13回アジア・太平洋会計士連盟《CAPA》バンクーバー大会」『JICPA ジャーナル』No. 462 Vol. 6 No. 1 (1994年1月号)
- United Nations, *International Accounting and Reporting Issues-1991 Review*, United Nations Centre on Transnational Corporations, 1992.
- 海野みづえ「ヨーロッパにおける環境監査の動向」『企業会計』Vol. 45 No. 2 (1993年2月号)
- 矢部浩祥「EC 環境監査制度の創設—欧州議会の承認と環境大臣会議による修正案の検討」『経理情報』No. 681 (93.3.10)